

東京電力に対する全員協議会質問

2014年8月20日
日本共産党・宮本しづえ県議

宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。原発事故から3年5ヶ月が経過しましたが、今なお、12万人を超す県民が県内外に避難生活を余儀なくされ、先の見えない不安な状況に置かれています。事故を起こした東電と、原発政策を推進した国への責任ある対応を求めているにもかかわらず、東電は今なお人災とは認めようとせず、国も安全神話を振りまき、東電に必要な安全対策を取らせてこなかった政策の不備を認めようとしないばかりか、「世界一安全な基準」などと新たな安全神話を振りまき、原発の再稼働を推進しようとしている実態に、県民の怒りと憤りはますます拡大する現状にあります。

そこでまず、事故の責任について伺います。東電は事故から3年5ヶ月が経過した現在の被害の状況と責任について、どのような認識を持っているのか伺います。

廣瀬直己東京電力代表執行役社長

冒頭も申しましたが、3年半近くなっても、たくさんの方に大変なご迷惑、ご心配を、ご不便をおかけしておりますことについては、本当に申し訳なく思っております。その責任という意味で、しっかりイチエフ（福島第一原発：以下同）の安定化をして、ご心配をおかけしないようにすること、賠償をしっかりとやること、それぞれふるさとに戻っていただくため、あるいは戻った後に生活をしっかりといただくために、除染や復興活動に私どもとして精一杯の責任を果たしていく所存でございます。

宮本県議

東電の安全対策の不備が事故を深刻にしたんだとして、検察が不起訴としたものを検察審査会は、東電経営者を起訴相当とする判断が示されたことは、国民の責任の明確化を求める声に応えたものとして重要です。

責任を問うべき根拠としているのが津波の対策です。そこで、東電は15メートルを超す津波襲来の可能性を承知しつつ対策を取らなかったのではないかとの指摘をどのように受け止めているか伺います。

廣瀬社長

まさにご指摘のように、刑事訴追についての検察審査会のご判定が出ましたので、その内容については私の立場から（言及は）お控えすべきと思っておりますが、もとより私どもちょうど昨年3月の末に「原子力安全改革プラン」というものをまとめて発表させて頂いております。そこでは、しょうがなかったということではいかんということで、これは防ぐべき、防げる事故だったという発想に立って、今後しっかりとやっていくべきことを明確にして、安全文化の一人一人への“腹落ち”というのでしょうか、醸成から

始めて、いろいろな対策を取っておるところでございます。

宮本県議

実は、2002年の地震調査研究推進本部の長期評価で、30年以内にマグニチュード8クラスの地震と津波の確立20パーセントあると（したことに對し）、そのとき東電は15.7メートルの津波が来る可能性があるという評価を試算しているわけですね。この時点でなぜ対策を取らなかったのか、この点をお聞きます。

廣瀬社長

そうした社内の試算が出たということは、私どもの事故調査報告書にも書いてありまして、それはあくまで一つの試算であって、当時それは実際に現実のものとして対応できなかったということだと認識しております。ここもその…なんというのでしょうか…、例えばその時点でもですね、津波が来るということであれば、例えば16メートルの防潮堤を建てないといけなかったのか、そういう発想になってしまいますと大変大きな時間とたいへん大きな費用がかかって、なかなかそれを確率論からいっても決断するというのは難しい状態があったのかもしれない。したがって今後ですね、全てをそうしたかたちで対策するだけでなく、例えば仮に津波が防潮堤を超えてきても、水密の扉をすとか、あるいはもうちょっと別の観点から対策をとるとか、あるいはディーゼルエンジンのタービンをもう一台用意しておくとか、あるいは高台に用意しておくとかそういった色々なことが考えられるなど、これは後知恵でありまして、いまその当時になんかということができたかというのはなかなか難しい点があると思いますけれども、いま我われはあれだけの大きな事故（地震と言ひ間違え）を起こしてしまった者として、反省すべき点が沢山あって、それについて一つ一つこういうことができたのではないかとこのことを明らかにして、それを今後にかして行きたいと考えておるところでございます。

宮本県議

いろいろ言ってますけどね、要するに「これをやったら大変お金がかかる」と、利益優先という結果がね、今回のような重大な事態を招いたのではありませんか。その責任についてはどのようにお考えですか。

廣瀬社長

もちろんこれだけの大きな事故を起こした責任については、冒頭申しました通り、しっかり償って行かなければならないと考えておるところでございます。一方、いわゆる明日事故を防ぐと、二度と起こさないようにするという意味からは、これもくり返しになってしまいますけれども、色々反省すべき点があって、一つ一つを今後にかしていききたいという思いで取り組んでいるところでございます。

宮本県議

福島原発事故の深刻な被害の実態を踏まえて、福井地裁が大飯原発再稼働差し止め判

決を出しました。東電は事故の当事者として、この判決をどう受け止めてどのような教訓を引き出したのかお聞かせください。

廣瀬社長

福井地裁の件は関西電力さんのプラントの件でございまして、私どもが申し上げる立場にございませぬけれども、一般論として私どもはあれだけの大きな事故を起こしてしまつた当事者でありますし、原因者でありますし、学ぶべき点はもちろん一番多くなければいけないと思つておりますので、それらを事故の解明も含めて検証して今後に行きたいと思つておるところでございませぬ。

宮本県議

その具体化がこれから試されるわけですけど、そういう点で、まず第二原発の廃炉、柏崎刈羽原発の再稼働について伺います。

東電も国も、今もつて福島第二原発の廃炉を明言していません。県議会をはじめ県内市町村長会、議長会も全て県内原発全基廃炉を求めているのに、それに応えようとしないのはなぜなのでしょう。いずれ再稼働させたいと考えているのかどうか、お聞かせ下さい。

廣瀬社長

福島第二原子力発電所の廃炉につきましては、これまでも何度もご質問いただいております、それに対してお答え申し上げておりますけれども、当然こちらの県議会での廃炉の決議、あるいは59市町村の決議については十分認識をしております。一方で当然のことながら原子力は国のエネルギー政策の根幹でありまして、そうした国策のもとで民間事業者がこれまでずっと運営をしてきたという事実もございませぬ。

従いまして、そうしたことを総合的に判断する必要があると思つております。現時点で再稼働するとか、あるいは廃炉にするということを決められないということで、引き続き同じ答えになつてしまつて申し訳ございませぬが“未定”ということでやらせていただいております。

宮本県議

いま社長は、「国が総合的に判断すべきだ」と言いましたけれども、一昨日、(全員協議会で)国は、事業者である東電が総合的に判断すべきことだと言つたんですよ。“総合的に判断すべきは東電だ”と国から言われているわけです。私自身は国も“総合的に判断”すべきだと思つているけれど、国から廃炉にしてくださいと要請があれば、それは応えますということなんですか。

廣瀬社長

申し訳ございませぬ、先ほどの私の答弁が誤解を生むような発言だったかもしれません。私は「国が判断すべきだ」とは申し上げておりませぬ。私どもが判断したいと考え

ております。その判断にあたって、国のエネルギー政策であるとももちろんこちらの議会での決議等々、総合的に判断して、私どもとして結論を出したいと思っておりますので、ただ、いまの段階でその判断ができないために“未定”とさせていただいているということでございますので、私どもが判断するというところでございます。

宮本県議

いま総合的に判断できないという一番の理由はなんでしょうか。

廣瀬社長

若干堂々巡りになる部分はありますけれども、先ほど言いましたように国のエネルギー政策で私ども（事業を）すすめてまいりました。そして私どもは電力会社ですので、電気を安定的に、できれば少しでもお安いかたちで皆さんにお届けするというのが使命でございます。そういう中で、どうした電源を使っていくのかということをいろんな角度から考えていかなければいけないと思っております。そうしたことで判断するために今しばらくの時間を頂きたいということで、まだ“未定”だということです。

宮本県議

福島の新基廃炉はただちに判断すべき。このように求めておきたいと思っております。そして、柏崎刈羽原発の再稼働はもうただちに断念すべきだと、この点についても改めて見解を求めます。

廣瀬社長

ご存知のとおり、柏崎（刈羽原発）の6号、7号について新しい規制基準に適合しているかどうかの審査をいまお願いしているところでございますので、審査の結果を待つての話でございますので、いま私どもが再稼働に関して云々ということではございません。いまは審査に適合しているかどうかをしっかりと判断していきたいと思っております。

宮本県議

事故収束作業自体が非常に困難が明らかになっています。福島県民の声は、再稼働どころではないと。汚染水対策をはじめ、事故収束にあらゆる力を結集して最優先で取り組めというのが声です。東電の廃炉カンパニーの人員は、この間何人増員されたのか、現体制で十分対応できると考えているのでしょうか。

廣瀬社長

イチエフの廃炉カンパニーにつきましては、正確には分かりませんが、いま千人規模を維持しております。これはこの間、3年半近くにわたってずっといろんな対策を取ってきたなかで、こうした数を強化し、いま維持されていると思っております。もちろん毎日5～6千人の作業員の方々が社員も含めて、今、ある意味ピークの作業が行われております。したがって今後とも計画的に考えて行かなければいけませんけれども、

いま現在柏崎からも当然応援をしておりますし、東京電力社内の他の部門も、土木であるとか建築であるとか、あるいはタンクをつくる専門家—火力発電所には油を入れるタンクがございますし、水力発電所には水を止めるための技術を持った人間がおりますので、そういった人間を総動員して、いまこの福島の汚染水処理であるとか、あるいは廃炉に向けた作業を、我われの社内に持っている知見を投入して当たっているところでございます。今のところ、そうしたかたちで進めていけると思っております。

宮本県議

それがうまくいっていないから様々な問題が起きる。昨日のような規制委員会の議論になるわけです。だから、再稼働よりも事故収束をとこの県民の要求に真摯に社長はこたえる意思があるんですか。

廣瀬社長

先ほどらい何度何度も申し上げているつもりですけれども、イチエフの収束、イチエフの汚染水対策等々で、福島の方々に本当にご心配をおかけしてまいりましたけれども、こうしたことをとにかく少なくするというのが会社の一番大きな今の使命でございますので、それに向けて全社のあらゆるリソースを投入して対応してまいりたいと思っております。

宮本県議

次に、事故収束作業について伺います。県議会は、私も参加しましたが、廃炉作業に取り組むヨーロッパの原発を視察しました。どこでも福島原発を廃炉にする作業の困難さを懸念する声を聞いてまいりました。文字どおり人類未踏の事業に取り組まなければならないということです。

収束作業のロードマップに基づいて作業が行われてきましたけれども、現在の進捗状況をどう評価しているか伺います。

廣瀬社長

ご存知のようにロードマップに則って私ども廃炉作業をすすめております。うまく行っていない部分も当然ございますし、特に汚染水タンク、あるいは昨年大雨が降って堰から(汚染水が)溢れたというようなことは、正直ロードマップにもないことですので、その対応に追われて色々ご心配をおかけしたし、本当に大騒ぎなことになったのも事実でございます。遅いという指摘は甘んじて受けますけれども、そうした一つ一つ起こったことを繰り返さないようにということで安定的な状態に近づきつつある、という思いもございます。

一方でロードマップの方は、いま第二段階に入ったところでございまして、第二段階というのは使用済み燃料プールから、使用済み燃料を取り出していくこと、その10年後くらいに燃料デブリの方に着手をするという段階でございまして、まだまだ本当に長い期間の緒についたばかりでございますので、この段階でうまく行っている、行ってい

ないというのは全く時期尚早だと思っております。

今のところそうした段階にあって、これからまだまだ難しいことがいろいろ出てくると思いますけれども、そのためにもしっかりと労働者の皆さんを確保して、少しでも安心して働いていただけるような環境をつくって行かなければいけないと思っております。

宮本県議

昨日も議論になったトレンチの遮水の問題。これはトレンチの問題だけじゃなくて、凍土遮水壁というその方式そのものがどうなのかという疑問の声がいま出されているわけですが、この方式に東電があくまでしがみつくとするのはなぜなのでしょう。

廣瀬社長

いまお話があったのは凍土壁のお話ということでよろしいのでしょうか。

「どちらの問題もあります（宮本県議）」

凍土壁はまだ実験段階をクリアして、いま詰めるものをぐるりと一周工事を始めておりますので、これは大きく期待しております。固執するというのはちょっと意味はわかりませんが、私どもの目的は凍土壁を作ることではございませんので、中に入っている水をどうやって安全に、まず増やさないようにすること。

それから先ほど姉川（本部長）からもお話ありましたように、トレンチの水を抜くためには、タービン側の建屋との縁切りをしませんと中がツーツーでは抜いても抜いても入ってきてしまいますので、なんとか縁切りをして、その水を取って、コンクリート等を充填して、タービン建屋の中だけに水を封じ込めて、そこには新たに（水が）入ってこないように、地下水バイパスであるとか、サブドレンであるとか、あるいは凍土壁であるとか、そういったいろんな策を施して、水をシャットアウトしたいという思いでございますので、凍土壁に固執するというのではなくて、どうやったら一日 400 トン入って来ると言われている水をとにかく少なくしませんと、先ほどのご質疑にもありましたように、永久にタンクをつくり続けなければいけません。これは物理的には不可能でございますので、まずとにかく水を止めることが目的だと考えております。

宮本県議

凍土壁というやり方でなくて、土木学的に言えば鉄板で遮蔽するとか、そういう工法があったんじゃないかという指摘があります。それでも凍土壁だというのはなぜですか、ということですか。

廣瀬社長

わたくし事務屋なので詳しくはお答えできませんけれども、ただ、事務屋の私が考えても、まさにいま難航しているトレンチであるとか、そうした建物から横に出ているものが沢山ございます。それをギロチンするようなかたちでどうにかシャットアウトしなければいけないわけですが、鉄板のようなものでサクッとやることは本当にできるんだ

ろうか。パイプも大小色々あります。今なかなか凍らないと言っているトレンチは5メートル×5メートルの大きな開口部、まさにトンネルであります。そこをどうガチャッとシャットアウト出来るのかということを考えて、矢板であるとか、鉄板であるとか、そういったこともいろいろ検討されていますけれども、いま凍土で凍らせてやるというのは、世界にも、これだけ大きい1.5キロメートルのぐるりというのは今回初めてですけれども、地面を凍らせて水を止めるということ自体は普通の土木工事ではよく行われる工法でございますので、確かに初めてのことでありますけれども、この凍土壁というのは一つの有力な工法として採用していきたいと思っているところでございます。

宮本県議

次に、サブドレンの地下水の汲み上げの問題です。これは地下水バイパスよりもむしろトリチウムの濃度が高いと言われている。こういうものについて、トリチウム 1500ベクレル (Bq/L) 以下で放出するとは言ってるけれども漁業者の皆さんの不安は大きいです。この皆さんの不安にどうこたえるのかお聞かせください。

廣瀬社長

おっしゃるように、地下水バイパスに比べてご心配を頂いていると私ども聞いております。従ってよくご説明しなければなりませんし、最終的に海に流させて頂くにしても、どういう基準を持って、どういうハンドリングでやるのかということをご説明させていただいて、ご意見を頂いていかなければいけないと思っているところでございます。

宮本県議

汚染水対策そのものも大変な難航を極めているわけですね、それで私たちは当初から、地下水の全体像を把握して、そして抜本的な対策を講じる必要があるということをおっしゃってきました。東電は敷地とその周辺の地質、あるいは地下水の状況が分かる資料は、国やあるいは福島県に全て提出されているのでしょうか。

姉川尚史常務執行役原子力・立地本部長

敷地の中の地下水の状況については、実際に井戸を掘った観測孔のデータ及び解析を組み合わせたもので、計算による予測になりますが行っております。その内容については国の汚染水対策委員会にも提出しておりますし、規制委員会にも出させていただいておりますし、皆さまにご説明する機会があるときは、それを提出するようにしております。

宮本県議

私が聞いているのは、東電が持っている全ての資料を国やあるいは福島県にも提供させていただいて、総合的な判断をできるような状況をつくる。これは事業者の責任だと思いますよ。県の廃炉安全監視協議会は東電からのデータの提出が不十分だという認識を

持っています。だから監視協議会としても十分な対策をとるのに非常に困惑しているという認識を持っているんです。そういうものにちゃんとこたえているんですかということですよ。

姉川本部長

いま現在ですね、地下水関連を中心に十分なデータが出されていないということであれば、我われの今までのご提出の行為に不十分があるということですので、これは即刻改めて、皆さんがご安心させる、かつ皆さんの方でも我われの提案、対策等に関して考察ができるような十分なデータが出るように努めてまいります。具体的にこれがということがあれば、我われはなんら情報の共有、データの共有についてためらうところはございませんのでなんなりとおっしゃっていただければと思います。

宮本県議

これはしっかり求めに応じていただきたいということを改めて求めておきたいと思っています。

第一原発3号機の瓦礫の撤去にともなう放射能の飛散の問題は先ほどから議論されているとおりで。私は、コメから放射能が検出された理由はほぼそれしかないだろうと思うんです。だったら東電が農家の皆さんにも福島県にも謝罪すべきじゃないですか。どうですか。

廣瀬社長

もとより福島県で放射線と言え、事故由来のものであるのは間違いありませんので、それが8月19日であろうが、それより前のことであろうが私どもの責任であるというのはご指摘のとおりでありますので、ご指摘のとおりお詫びを申し上げなければいけないと思っております。

宮本県議

お詫びをしなければいけないと言いながら、実はそういう事実を知りながら、ほとんど福島県民には知らされてなかったというのがこの間の現状です。そういう姿勢が東電不信を一層拡大するんですね、そして行政不信を拡大することになるんです。そのことをしっかりと認識していただきたいと思います。

同じことを繰り返さないために、第一原発1号機の瓦礫撤去に当たって、しっかり飛散防止の対策を取るべきだと思うんですけど、あのカバーを取り外して（飛散）防止剤を撒くんだと言っていますが、それだけで本当に大丈夫だとお考えなのかどうか。それだけでは不十分じゃないかというのが県民の不安だと思いますがいかがですか。

姉川本部長

先ほどもご回答申し上げたんですが、我われ3号機の経験を踏まえまして、飛散防止剤の濃度、散布のタイミング、頻度、それからカバーを取り外す段階も慎重に手順を踏

まえて、ということで計画を練っています。さらには、周辺でのモニター、実際に1号機のオペレーションフロア、燃料を扱うところになるんですが、そこにも、その周辺にもモニタリングの装置をつけて、早期に、万万が一我われの対策が不十分な場合はそこで速やかに検知をして、ただちに作業を止めて、それから飛散しかかっているものを抑制するための散水などをして、それ以上の飛散が防げるような対策を取っています。

ただ、これについては、安全対策はそれで十分ということにはございませんので、万一自分たちの対策に遺漏があるような心配があったらただちに再考して、善処させていただきたいと考えております。

宮本県議

長期に及ぶこの廃炉作業に、熟練作業員の確保が必要ですが、事業者として技術者の育成や、技術の開発、継承にどのように取り組む計画なのか伺います。

廣瀬社長

社員の問題と協力会社さんの問題は一樣にはお話できませんけれども、社員の方は私もこれから採用もしてですね、できれば廃炉という一これまでは廃炉をするために東京電力に入って来るという人はいなかったんだと思いますけれども、これからは廃炉ということが一つ大きな仕事であって、私どもの大きな使命だというのは、今年の4月に入社した380名の人間はすでにわかって入社してきております。来年もまた沢山の採用をしたいと思っておりますので、そうしたことからしっかり福島に対する責任の意識づけもして、技術も習得させて、これから長い年月を担っていただけるような社員にしていきたいと思っております。

一方協力会社さんの方は、確かに他の工事とどうしてもバッティングいたします。この間言われているように、東京オリンピックで作業員の方が足りなくなるということもあるかもしれません。しかし大事なことは働きやすい環境にすることですし、それから特に元請けさんをはじめ、協力会社さんの方は予定が立ちませんと一仕事というのはずっといつもフラットにあるのがよろしいわけですが、一つの工事が終わればその間はボコッと空白期間があって次はどうなってしまうんだろうと一、次の工事がある程度見通せるならば、作業員の方をつなぎとめておくということもできましようが、全く見通しがなければそこで一旦手を放されてしまう、次にやっぱり来月からというときには人が集めにくくなるというのはこの業界の常であります。できれば予防発注というのでしょうか、前もって事前にこういう工事をしていきますよ、ということをお知らせして、一時期どうしても公平であるとかコストダウンということで入札を採用しようということをしていただきましたけれども、やはり入札にしていまいますと先ほどのように、(工事が)取れるか取れないか判りませんので、もちろん良い面もありますが、いろんな弊害もございまして今はなるべく入札にせず随意契約で前もってお知らせして、作業の方々を確保していただく。そのようなかたちをしながら、長い道のりですけども乗り切って行きたいと考えております。

宮本県議

収束、廃炉作業について、国は前面に出てやっていると言ってるわけですが、事業者としては、国にはどのような役割を担って欲しいと考えていますか。

廣瀬社長

なかなか一言では申し上げられない沢山の役割を担って頂ければと思っております。特に研究開発、先ほど姉川もお話しましたが、ロボットのことであるとか、まだまだ未知の世界であるとか、先ほどもちょっと申しましたが、海外の知見を得るというのも国に担っていただきたいところです。それから、各種のデータの発表とか国としての太鼓判のようなものですね。我われが事故後信頼を残念ながら失っておりますので、私どもが“こういうことでやっていきます”とただ言っても皆様のご心配は拭い去れない、大変残念な結果でありますけれども、そうした面は実際にあると思っております。国のしっかりした専門家の方々に入っただいて、東京電力の取組みについてもそうしたものを宣言していただけるということがあれば、住民の皆さんにとっても少しでも安心につながるのではないかと期待しております。

宮本県議

次に賠償について伺います。

先ほど社長は4.2兆円の賠償を行ったという報告をされました。実は誰に聞いてもわからないのは、請求額はいくらなのかということなんです。この点についてはADRでいろいろ係争中のものはあるかもしれませんが、指針に基づいて請求されたものの総額はいくらになると捉えていらっしゃいますか。

廣瀬社長

申し訳ございません。請求額がいくらかという数字はわかりませんが、ただ誤解無きよう、私どもは4.2兆円を私どもの独断でお届けしているわけではなくて、一つ一つの送金の行為の度に、ある意味では合意があってお送りさせていただいておりますので、そこはぜひご理解いただきたいと思っております。

宮本県議

もう一つ私は今日の社長の話で重大なことがあると思っておりますのは、国に対しては賠償の総額は5.4兆円と示したという発言がありました。ということはもう東電は賠償の終期を独自に設定しているのではないかと懸念するものですが、5.4兆円の根拠はどこにあるのでしょうか。

廣瀬社長

これも私の冒頭のご挨拶が舌足らずだったのかもしれませんが、5.4兆円というのは、いま現在の私どもの見積もりでございます。この見積もりというのは当然指針に基づくもの、最新のADRの状況もそうでしょうし、最新の皆様方からの請求の状況、

あるいは風評被害の状態、それから、そうしたものがどのぐらい続くだろうかということや予測して、この位ではなかろうかということや言うております。しかし決してそれで全部だと、それ以上はびた一文出ないという数字ではなくて、この5.4兆円という数字については実は4回か5回見直して、だんだん大きくなってきております。したがって今回もそういう意味での一つの仮定であると思っております、減るとすることは恐らくないと思っておりますけれども、これから増えるということについては、また新たな損害が発生したり、新たな指針が出たり、新たな事象が出たということやまた見直していくというものや思っております。

宮本県議

これは中間の数字（金額）と受け止めさせていただきます。それで賠償の支払いが非常に遅れているという声やどこでもあるんですけど、その理由はどこにありますか。

廣瀬社長

一般的に“遅れている”ということや恐らく間違いないところだと思っておりますが、一つ一つのケースによって、3年数ヶ月やっておりますので、くり返して定期的なものもございまして、新たに個別の事情をお聞きして現地に赴いて現物を見させていただくことをして、ということや遅くなるケースはあると思っておりますが、私ども時間をかけるということや全く狙ってやっておりますことではなくて、むしろ私どもも早くお支払いをして、早く一つ一つを解決していくべきものや思っておりますので、今後ともできるだけ迅速な、とは言いながらもきめ細かにやらなくてはということや裏腹にございましてので気をつけながらやっております。

宮本県議

避難指示区域の違いによって賠償の差別が生まれていて、これが大変大きな確執を生んでいるわけやんですけども、指針では、個別的な事情においては対応するや言っておりますよね。すでに避難解除された地域の中で個別的な事情によって精神的賠償が復活したという事例はどういう事例があるかお聞かせください。

復興本社 近藤道隆福島原子力補償相談室長

具体的にどんな例があるかというのは、ちょっとすぐには思い当たりませんが、少なくともいろんな個別事情、例えば要介護の状況であるだとか、避難回数が非常に多いだとか、そういう事情を反映してとくにADRでございまして、そういったものを反映した和解案が出まして、それも私どもでお受けしました。こういうケースは多々ございまして。いまちょっとご質問に端的にお答えできないんですけども、個別事情というのはエリアを跨いでも当然あるところでございまして、これは今後も個別事情をお伺いして、こちらの方で適切に対応させて頂きたいと考えてございまして。

宮本県議

精神的損害の賠償については、避難指示のない区域については東電の対応がばらばらです。基準はどういうものを持っているのかお聞かせください。

近藤室長

避難指示区域外ということですが、基本的には中間指針に基づきまして「避難指示区域」、それからこれも中間指針に基づきまして「自主的避難区域」、この点につきましては精神的損害というものはございます。その他ここで網羅的に申し上げることはできませんけれども、個別的な事情がございましたら、それを適切にこちらの方で判断させていただくということで、特にそれが類型的になっておりませんので、今どういう基準があるのかということとはちょっと申し上げられませんが、いずれにいたしましても、個別的な事情と言うのは十分に斟酌させていただきたいと考えております。

宮本県議

ADRの和解案は尊重するという立場ですけれど、浪江町については（和解案の）一番目については拒否をしていますよね。この理由についてもう一度お聞かせください。

廣瀬社長

先ほどの高野先生（ふくしま未来ネット）への回答とかぶりますけれども、浪江町の町民であるということが条件だということになりますと、それはなかなか個別の事情とは言いがたく、そういう意味では何々町の方、何々町の方ということで賠償の判例が出ているわけではございませんし、そうした区分で線を引いてしまいますと、そうでない方々に対する不公平感ということもありますので、個別の事情をお聞かせ頂くという、いまその運びになっておりますので、それはお聞きした上でまたこれは判断していくということだと思っております。

宮本県議

ADRそのものがあくまでも個別的なものに対応する機関ですよ。そしてそういう機関が“浪江についてはこういう対応を下さいよ”と出したのが和解案です。だからこれは個別問題として対応すべきではないですか。

廣瀬社長

ですから、個別の事情というのを先方の方からお聞かせいただくというかたちになっておりますので、それをお聞きして今後判断していくということになると思います。

以上